

令和6年度（2024年度）
大学、短期大学及び高等専門学校における
障害のある学生の修学支援に関する実態調査

調 査 の 手 引

目 次

はじめに	1
第 1 章 調査の概要	2
第 2 章 調査票の作成要領	7
第 1 節 総論	7
1. 調査票の取得方法	7
2. 調査票の記入方法	7
第 2 節 各論	10
1. 学校基本情報（シート 1 関係）	10
2. 障害学生支援の体制（シート 2 関係）	11
3. 障害学生支援の取組（シート 3 関係）	13
4. 授業支援と授業以外の支援（シート 4 関係）	14
5. 入学者選抜に関する配慮（シート 5 関係）	19
6. 受験者数・入学者数（シート 6 関係）	20
7. 前年度卒業生の進路（シート 7 関係）	22
8. 障害学生数、支援障害学生数、合理的配慮提供学生数（シート 8－10 関係）	24
9. 意見・要望（シート 11 関係）	31
第 3 章 調査票の提出要領	32

はじめに

独立行政法人日本学生支援機構では、我が国の高等教育機関における障害のある学生の在籍状況や修学支援の取組状況を明らかにすることを目的として、平成17年から「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」（以下単に「調査」という。）を毎年実施し、ウェブサイトで調査の結果を公表している。

令和3年6月、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）が改正され、令和6年4月から施行された。これによって、私立を含めて、大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）において、障害を理由とする差別的取扱いが禁止されるとともに、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮が義務付けられることとなった。日本学生支援機構では、こうした障害のある学生を取り巻く情勢や大学等における修学支援の在り方が変わりつつある中で、現行の調査の内容を大幅に見直し、令和6年度から新しい調査項目で実施することとしている。

まず、障害者差別解消法の改正を踏まえて、調査に「合理的配慮提供学生」という新たな類型を加えた。これは、大学等において、何らかの支援の対象となる学生だけでなく、より厳密に同法が義務付ける合理的配慮の対象となる学生も把握するためである。

次に、入学者選抜に関する配慮について、文部科学省「大学入試のあり方に関する検討会議提言」（令和3年7月8日）など入学者選抜の改善の方針を踏まえて調査項目を追加・整理した。

また、障害学生の卒業後の進路について、文部科学省「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）」（令和6年3月）で指摘されているように、障害学生の卒業後の進路には福祉的支援も含めて多様な選択肢が存在することから、雇用形態や就労状況などをより詳細に把握することができるようにした。

このほか、知的障害のある学生の在籍状況を正確に把握するため、精神障害から分離して新たな区分を設けるとともに、障害学生支援の体制や取組、授業支援と授業以外の支援などについて、最近の状況を踏まえて調査項目を見直した。他方、大学等の回答の負担を軽減する観点から、発達障害が疑われる学生に関する調査項目を廃止するなど全体的に調査内容や回答作成の簡素化を図った。

令和6年度の調査は、調査票の構成や内容、回答の方法などにおいて令和5年度までの調査と大きく異なっているので、各大学等は、新たにデータを入力して回答を作成しなければならない場合がある。

なお、大学等からの回答については、日本学生支援機構において統計的に処理し、個別の大学等や個人が特定されないよう個人情報の保護と管理に十分に配慮した上で公表する。

第 1 章 調査の概要

1. 調査の目的

調査は、障害のある学生の今後の修学支援に関する方策を検討する上で、全国の大学等における障害のある学生の在籍状況や障害学生支援の取組状況について把握し、障害のある学生の修学支援の一層の充実に資することを目的としている。

2. 調査の対象

調査の対象は、国公立の大学（専門職大学、大学院、大学院大学及び専攻科を含み、別科を含まない。）、短期大学（専門職短期大学、大学に設置された短期大学部及び専攻科を含み、別科を含まない。）及び高等専門学校（専攻科を含む。）である。

なお、大学、短期大学及び高等専門学校の科目等履修生、聴講生及び研究生は、調査の対象に含まれないことに留意する。

以上を整理すると、調査の対象は、以下の表のとおりである。

表 1-1 調査の対象

学校種	課程	調査の対象	備 考
大 学 専 門 職 大 学	学部（通学課程）	○	科目等履修生、聴講生、研究生を含まない。
	学部（通信課程）	○	
	大学院（通学課程）	○	
	大学院（通信課程）	○	
	専攻科	○	
	別科		
短 期 大 学 専 門 職 短 期 大 学	短期大学部	○	科目等履修生、聴講生、研究生を含まない。
	本科（通学課程）	○	
	本科（通信課程）	○	
	専攻科	○	
高 等 専 門 学 校	別科		科目等履修生、聴講生、研究生を含まない。
	本科	○	
	専攻科	○	

3. 調査の方法

調査の方法は、悉皆による。

4. 調査の内容

調査は、調査項目が記載されたシートⅠからシートⅪまでの調査票で構成される。各大学等は、各シートの調査項目について、障害のある学生の在籍状況に基づいて以下の表のとおり回答を作成する。

表Ⅰ－２ 調査の内容

シート	調査項目	在籍状況	
		有	無
Ⅰ	学校基本情報	◎	◎
Ⅱ	障害学生支援の体制	◎	◎
Ⅲ	障害学生支援の取組	◎	◎
Ⅳ	授業支援と授業以外の支援	◎	◎
Ⅴ	入学者選抜に関する配慮	◎	◎
Ⅵ	受験者数・入学者数	○	○
Ⅶ	前年度卒業生の進路	○	○
Ⅷ	障害学生数、支援障害学生数、合理的配慮提供学生数	○	
Ⅸ	精神障害（その他の精神障害）の内訳	○	
Ⅹ	その他の障害の内訳	○	
Ⅺ	意見、要望	△	△

（備考）◎：障害学生の在籍の有無にかかわらず回答するシート・調査項目

○：該当する場合に回答するシート・調査項目

△：任意に回答するシート・調査項目

5. 調査の期日

調査の期日は、令和６年５月１日とする。これは、日本学生支援機構が令和６年５月１日現在として調査全体の結果を公表するためである。

しかし、各大学等において調査票を作成するに当たって、調査項目に応じた期日を基準とする。例えば、障害学生、支援障害学生及び合理的配慮提供学生については令和６年５月１日現在で在籍する学生で同年度中に障害があることが明らかになった者として、障害学生支援の体制や取組については令和６年度の取組状況としたりするなど、調査項目によって調査の期日が異なることに留意する。

なお、調査票の作成上の期日の詳細については、以下の表のとおりである。

表 1 - 3 調査票の作成上の期日

シート	調査項目	期日
1	学校基本情報	令和 6 年 5 月 1 日現在
2	障害学生支援の体制	令和 6 年度
3	障害学生支援の取組	
4	授業支援と授業以外の支援	
5	入学者選抜に関する配慮	令和 6 年度入学者選抜
6	受験者数・入学者数	
7	前年度卒業生の進路	令和 6 年 5 月 1 日現在
8	障害学生数、支援障害学生数、合理的配慮提供学生数	令和 6 年 5 月 1 日現在
9	精神障害（その他の精神障害）の内訳	
10	その他の障害の内訳	
11	意見、要望	令和 6 年度

6. 調査における基本用語

(1) 基本用語の定義

調査における基本用語の定義は、以下の表のとおりである。

表 1 - 4 基本用語の定義

基本用語	定 義
障 害 学 生	障害者手帳を有する学生及び医師の診断又は健康診断等において障害があることが明らかになった学生
支 援 障 害 学 生	障害学生のうち大学等が修学のための支援を提供する対象としている学生
合理的配慮提供学生	支援障害学生のうち当該支援障害学生からの申出に基づいて大学等が合理的配慮を提供する対象としている学生

(2) 障害学生

- ① 障害者手帳には、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の三種類があり、障害種によって学生が保有する障害者手帳が異なる。
- ② 医師の診断において障害があることが明らかになった学生とは、医師の診断書などによって障害があることが確認される者である。
- ③ 健康診断等において障害があることが明らかになった学生とは、障害者手帳や医師の診断書はないけれども、健康診断、標準化された心理検査等の結果、学校内外の専門家の所見、大学等入学前の支援状況に関する資料などの根拠資料から障害があることが確認される者である。

(3) 支援障害学生

- ① 支援障害学生は、障害学生の内数になるので、障害学生に該当しなければ支援障害学生に該当しない。
- ② また、令和5年度まで「学校に支援の申出があり、それに対して学校が何らかの支援を行なっている障害学生」と定義していたが、令和6年度から、支援の申出の有無にかかわらず、大学等が修学のための支援の対象としている学生を指し、当該年度中に対象とする見込みがある者を含む。

(4) 合理的配慮提供学生

- ① 合理的配慮提供学生は、障害者差別解消法の改正を踏まえて、何らかの支援を行なっている障害学生の中でより厳密に合理的配慮を提供している障害学生の実態を把握するため、令和6年度から新たに設けるものである。
- ② 合理的配慮提供学生は、「当該支援障害学生からの申出」があることが要件となっている。申出があって、これに対して大学等が所定の手続を経て合理的配慮を提供する対象としている者を指し、当該年度中に対象とする見込みがある者を含む。
- ③ なお、高等専門学校にあっては、18歳未満の学生が在籍していることにかんがみ、「当該支援障害学生からの申出」とあるのは、「当該支援障害学生、その保護者等からの申出」と読み替えることができる。

7. 障害種の区分

障害学生、支援障害学生及び合理的配慮提供学生について、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱、発達障害、精神障害、知的障害、重複障害及びその他の障害の大区分に分けて計上する。障害種の大区分については、令和6年度に「聴覚・言語障害」を「聴覚障害」に、「病弱・虚弱」を「病弱」に、「重複」を「重複障害」にそれぞれ変更するとともに、新たに「知的障害」を追加したことに留意する。

また、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、発達障害、精神障害及び重複障害について、第2章第2節で解説するように、大区分を更に小区分に分けて計上する。障害種の小区分については、令和6年度から、「視覚障害」に「その他の視覚障害」を、「聴覚障害」に「その他の聴覚障害」を、「発達障害」に「その他の発達障害」を、「精神障害」に「精神障害の重複」を、「重複障害」に「発達障害と精神障害の重複」をそれぞれ新たに追加した。一方で、令和5年度までの「聴覚・言語障害」の「言語障害のみ」の小区分と、「病弱・虚弱」の「内部障害等」及び「他の慢性疾患」の小区分をそれぞれ廃止した。障害種の小区分におけるそれぞれの障害の定義は、第2章第2節で詳しく解説している。

障害種の大区分におけるそれぞれの障害の定義は、以下の表のとおりである。

表 1-5 障害種の大区分

大区分	定 義
視 覚 障 害	身体障害者手帳を有する学生及び医師の診断又は健康診断等において視覚障害があることが明らかになった学生
聴 覚 障 害	身体障害者手帳を有する学生及び医師の診断又は健康診断等において聴覚障害があることが明らかになった学生
肢体不自由	身体障害者手帳を有する学生及び医師の診断又は健康診断等において肢体不自由（補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能若しくは困難な程度のもの又はこれに達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のものをいう。）があることが明らかになった学生
病 弱	身体障害者手帳を有する学生及び医師の診断において病弱（慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの）であることが明らかになった学生
発 達 障 害	精神障害者保健福祉手帳（発達障害に限る。）を有する学生及び医師の診断等において発達障害があることが明らかになった学生
精 神 障 害	精神障害者保健福祉手帳（発達障害を除く。）を有する学生及び医師の診断等において精神障害があることが明らかになった学生
知 的 障 害	療育手帳を有する学生及び医師の診断等において知的障害（知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの及びこれに達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なものをいう。）があることが明らかになった学生
重 複 障 害	二つ以上の障害があることが明らかになった学生
そ の 他 の 障 害	視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱、発達障害、精神障害及び知的障害のいずれにも該当しない障害があることが明らかになった学生

8. 調査のスケジュール

令和6年度の調査のスケジュールは以下の表のとおりである。

表 1-6 調査のスケジュール

期 日		内 容
令和 6 年	9 月 2 日	調査票、調査の手引、入力支援ツールの配付
	12 月 20 日	各大学等からの回答の提出期限
令和 7 年	8 月	調査結果報告書の公表

第2章 調査票の作成要領

第1節 総論

1. 調査票の取得方法

調査票については、日本学生支援機構のウェブサイトからダウンロードして取得する。

2. 調査票の記入方法

各大学等は、調査票の全てのシートに回答を直接入力することができる。また、障害学生が多数在籍している大学等の便宜を図るため、回答の作成を支援する入力支援ツールを配付する。入力支援ツールは、学生個々の情報を調査票に入力すべき情報に自動的に変換するツールである。調査票と同様に、日本学生支援機構のウェブサイトからダウンロードして取得することができる。

(1) 直接入力と入力支援ツール

① 調査票の入力方法

調査項目の回答は、各シートに直接回答を入力する方法（直接入力）と入力支援ツールを使って回答する方法（ツール入力）がある。シートによって、以下の表のとおり直接入力による方法でないとは回答することができないものがある。

表2-1-1 調査票の入力方法

シート	調査項目	直接入力	ツール入力
1	学校基本情報	○	
2	障害学生支援の体制	○	
3	障害学生支援の取組	○	
4	授業支援と授業以外の支援	○	△
5	入学者選抜に関する配慮	○	
6	受験者数・入学者数	○	○
7	前年度卒業生の進路	○	○
8	障害学生数～合理的配慮提供学生数	○	○
9	精神障害（その他の精神障害）の内訳	○	○
10	その他の障害の内訳	○	○
11	意見、要望	○	

（備考）○：回答の全部を入力することができるシート・調査項目

△：回答の一部を入力することができるシート・調査項目

② 入力支援ツールの構成

入力支援ツールは、以下の表のとおり、情報入力シート及び入力内容反映シートで構成され、情報入力シートには、診断名検索、障害学生情報入力シート、支援内容入力シート、卒業生情報入力シートの四種類がある。障害学生情報入力シート、支援内容入力シート及び卒業生情報入力シートについては、学生の情報を入力するとその情報が集計され、対応する入力内容反映シートに合計の値が自動的に表示される。入力内容反映シートに表示された情報を確認し、調査票の対応するシートの回答欄に値貼り付けして作成する。

表 2-1-2 入力支援ツールの構成

情報入力シート	入力内容反映シート	調査票のシート
診 断 名 検 索	—	—
障害学生情報入力シート	受験者数・入学者数	受験者数・入学者数
	障害学生数～合理的配慮提供学生数	障害学生数～合理的配慮提供学生数
	精神障害（その他の精神障害）の内訳	精神障害（その他の精神障害）の内訳
	その他の障害の内訳	その他の障害の内訳
支 援 内 容 入 力 シ ー ト	授業支援と授業以外の支援	授業支援と授業以外の支援
卒 業 生 情 報 入 力 シ ー ト	前年度卒業生の進路	前年度卒業生の進路

③ 入力支援ツールの使用方法

ア. 診断名検索

医師の診断書に記載された診断名がどの障害種の区分に該当するか不明な場合に、診断名検索のシートを活用する。診断名検索で明らかになった障害種の区分に基づいて、情報入力シートに障害学生の情報を入力する。

イ. 情報入力シート、入力内容反映シート及び調査票のシート

情報入力シートに障害学生の情報を入力すると、その情報を集計した値が入力内容反映シートの回答欄に表示される。情報入力シートに入力した情報が入力内容反映シートに正しく反映されたことを確認した上で、回答欄に表示された値をコピーし、調査票のシートの回答欄に「値貼り付け」をする。

ウ. 入力支援ツールの使用方法の詳細については、別に配付する「入力支援ツールの使い方」で解説している。

(2) 記入上の留意点

① セル、シート及びブックの保護

ア. 調査票は、記入欄以外のセルにデータを入力したり、セル・行・列の移動、削

除、挿入などシートを編集したりすることができないよう保護されている。これは、日本学生支援機構が大学等からの回答を精査する際のエラーを防ぐため、ブックに保護を設定しているからであって、各大学等は回答を作成するに当たって決してブックの保護を解除してはならない。ただし、入力内容が多い場合などに行の高さを変更することはできる。

イ. また、セル内容をコピーして他のセルに貼り付ける場合は、ショートカットキーの「Ctrl」＋「V」等を使わないで必ず貼り付けオプションの「値」を選択して貼り付ける。これは、セル内容を「Ctrl」＋「V」等で貼り付けると、エラーチェック機能に誤動作が発生することがあるからである。記入欄が足りない場合は、回答を添付するメールの本文に記載するか別表を作成するかなどによって、回答とともにメールに添付する。

② 黄色のセル

回答が必須である調査項目のセルは、黄色で表示されている。回答が記入されると白地に戻る。また、調査票の中で不整合が生じていると、セルが黄色に表示され、不整合を修正すると白地に戻る。エラーの詳細については、調査票の右側の「記入上の注意」に記載されている。

③ 記入内容の反映

黄色のセル表示が再記入内容を直ちに反映しない場合がある。その場合は、ファイルのオプションにある「計算方法」が「手動」になっているので、「自動」に変更する。

④ その他

調査票の右側の「記入上の注意」は、印刷されない設定となっている。

第2節 各論

1. 学校基本情報（シート1関係）

「学校基本情報」は、学校名と主たる所在地、学校全体の学生数、調査の担当者、障害学生支援の担当部署（者）など調査の対象である大学等の基本情報に関する調査項目である。

（1）学校名と主たる所在地

「学校名」の欄には、大学等の名称を省略しないで全角で記入する。学校名にアルファベットを含む場合であっても全角で記入する。また、「学校名」に法人名を加えて記入すると、「学校コード表示欄」にエラーが表示されるので、法人名を記入してはならない。「学校名」に大学等の名称を記入すると、その右上の黒帯の「学校コード表示欄」に学校コードが、「主たる所在地の都道府県名」に都道府県名が、「No.」に都道府県番号がそれぞれ自動的に表示される。

（2）学校全体の学生数

学校全体の学生数の欄には、令和6年5月1日現在で在籍する学生数、令和6年度の入学者数及び令和5年度の卒業生数を以下の表のとおり回答する。

表2-2-1 学校全体の学生数

学校種・課程			令和6年度 全学生数	令和6年度 全入学者数	令和5年度 全卒業生数
大 学	学 部	通学課程	○	○	○
		通信課程	○	○	
	大学院	通学課程	○	○	
		通信課程	○	○	
	専 攻 科		○	○	
短 期 大 学	本 科	通学課程	○	○	○
		通信課程	○	○	
	専 攻 科		○	○	
高等専門学校	本 科		○	○	○
	専 攻 科		○	○	

（備考）○：回答を記入する欄

（3）調査の担当者

調査の担当者の欄には、各大学等において実際に調査の回答を作成する担当者の氏名、所属部課室名、連絡先を記入する。日本学生支援機構から回答の内容を確認する

ために連絡する場合がある。担当者が異動しても連絡が取れるよう、メールアドレスについてはできるだけ組織アドレスを記入する。

(4) 障害学生支援の担当部署（者）

障害学生支援の担当部署（者）の欄には、各大学等において専ら障害学生支援を担当する部署と担当者、連絡先を記入する。障害学生支援の担当部署がない場合は、窓口となる部署の宛先を記入する（総務課など）。メールアドレスについては、できるだけ組織アドレスを記入する。

2. 障害学生支援の体制（シート2関係）

「障害学生支援の体制」は、障害者差別解消法に関する対応要領等、障害学生支援に関する委員会、障害学生支援担当部署（者）、紛争解決のための第三者組織・機関、障害学生からの支援の申出窓口、支援の申出等に関する対応手順、障害学生を受け入れるための施設の整備状況、支援学生（ノートテイク等）に関する調査項目である。障害学生が在籍しているかどうかを問わず、全ての大学等が回答する。

(1) 障害者差別解消法に関する対応要領等

障害者差別解消法に関する対応要領、基本方針（ガイドライン）又は障害学生支援に関する規程等（例：入学者選抜、修学支援に関する委員会、部署、担当者等に関する規程等）の有無について回答する。なお、学生全般に関する規程等のうち障害学生支援に関する具体的な記載がないものは該当しない。

(2) 障害学生支援に関する委員会

専ら障害学生支援に関する事項を協議する合議体として、障害学生支援に関する専門委員会の設置の有無と名称について回答する。

(3) 障害学生支援担当部署（者）

障害学生支援に関する業務を所掌する部署・機関の有無と名称について回答する。また、障害学生支援に関する業務に従事する担当者の有無や人数について、専任スタッフ、兼任スタッフ及び外部委託に分けて回答する。

① 専任スタッフ

専任スタッフは、障害学生支援担当部署において、専ら障害学生支援に関する業務に従事する教職員である。専任スタッフが置かれている場合は、障害学生支援に密接に関連する資格を有するなど専門性のある教職員かそうでない事務系の一般職員かどうかを把握する必要があるため、当該教職員の資格の有無を可能な範囲で確認した上で、該当する資格の種類の欄に人数を記入する。

資格の種類について、具体的な資格の例を挙げるとおおむね以下の表のとおりである。また、二つ以上の資格を有する者については、当該専任スタッフの業務に最も密接に関連する資格の種類に回答する。

表 2－2－2 資格の種類と具体的な資格の例

資格の種類	具体的な資格の例
医療系の資格を有する 教員・専門職員	医師、歯科医師、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士及びこれらに準じる資格
福祉系の資格を有する 教員・専門職員	精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、手話通訳士及びこれらに準じる資格
心理系の資格を有する 教員・専門職員	公認心理師、臨床心理士及びこれらに準じる資格
その他の教員・その他の資格を有する専門職員	医療系、福祉系及び心理系の資格以外の資格で障害学生支援に関する業務に密接に関連する資格(特別支援学校の普通免許状など)

② 専任スタッフの勤務形態

上記①の専任スタッフの勤務形態について、常勤（無期雇用、有期雇用）、非常勤に分けて人数を記入する。常勤の無期雇用は任期付でない教職員と、有期雇用は任期付の教職員とそれぞれ同じ意味である。

③ 兼任スタッフ

兼任スタッフは、障害学生支援に関する業務とその他の業務を兼任している教職員である。兼任スタッフが置かれている場合は、障害学生支援に密接に関連する資格を有するなど専門性のある教職員かそうでない事務系の一般職員かどうかを把握する必要があるため、当該教職員の資格の有無を可能な範囲で確認した上で、該当する資格の欄に「I」を記入する。

④ 外部委託

医師や専門の相談員、専門技能者（手話通訳、ノートテイク等）などの外部人材に障害学生支援に関する業務の全部又は一部を委託している場合に、該当するものを回答する。

（４）紛争解決のための第三者組織・機関

障害学生支援に関する紛争の防止、解決等に関し、第三者的視点で調整する学校内の組織・機関について、該当するものを回答する。

（５）障害学生からの支援の申出窓口

障害学生からの支援の申出に対応する窓口の有無及びその周知について、該当するものを回答する。

（６）支援の申出等に関する対応手順

障害学生から支援の申出、相談等があった場合の対応手順について、該当するものを回答する。

(7) 障害学生を受け入れるための施設の整備状況

学生生活において必要となる施設の整備状況について、該当するものを回答する。
キャンパス等ごとに整備状況が異なる場合であっても学校全体の状況にまとめて回答する。

(8) 支援学生（ノートテイク等）

支援学生（障害学生を支援する学生）の状況について、該当するものを回答する。
支援学生がいる場合は、有償である支援学生（対価を支払っている者）の人数と無償である支援学生（対価を支払っていない者）の人数をそれぞれ記入する。これによって、両者の人数の合計が自動的に表示される。

なお、障害学生が個人的に依頼した学生が支援している場合は、対象外であることに留意する。

3. 障害学生支援の取組（シート3関係）

「障害学生支援の取組」は、研修等の実施、支援情報の提供、キャリア教育・就職支援、学外機関との連携、発達障害・精神障害の傾向がある学生を把握するための取組に関する調査項目である。障害学生が在籍しているかどうかを問わず、全ての大学等が回答する。

(1) 研修等の実施

① 教職員に対する研修

ア. 障害学生支援に関する教員向け研修（FD等）

教員を対象に障害学生支援に関する学校内の研修（FD等）を実施している場合に回答する。

イ. 障害学生支援に関する職員向け研修（SD等）

職員を対象に障害学生支援に関する学校内の研修（SD等）を実施している場合に回答する。

② 学生に対する研修・セミナー

ア. 障害学生支援に関する学生向け研修（ノートテイク養成等）

学生を対象にノートテイク養成など障害学生支援の方法・技術等の習得を目的とした研修を実施している場合に回答する。

イ. 障害学生支援に関する学生向けセミナー（心のバリアフリー等）

学生を対象に心のバリアフリーなど障害学生支援に関する意識啓発、情報提供等を目的としたセミナーを実施している場合に回答する。

(2) 支援情報の提供

障害学生支援に関する情報を様々な機会を通じて提供している場合に、該当するものを回答する。

(3) キャリア教育・就職支援

障害学生に対してキャリア教育・就職支援を実施している場合に、該当するものを回答する。

(4) 学外機関との連携

障害学生支援の取組の一環として、大学等が学校外の様々な機関と連携している場合に、該当するものを回答する。

① 医療機関との連携

病院、診療所などの医療機関と連携している場合に回答する。

② 地方自治体との連携

都道府県、市町村の福祉関係部局と連携している場合に回答する。

③ 地域の相談支援機関との連携

地域の相談支援機関と連携している場合に回答する。ただし、下記④に該当する場合を除く。

④ 就労支援機関・企業等との連携

ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、発達障害者支援センター、就労移行支援事業所などの就労支援機関や企業等と連携している場合に回答する。

⑤ 他の大学等との連携（地域の大学等間ネットワークへの参加を含む。）

障害学生支援に関する協議の場を設けたり、他の大学等の研修に講師を派遣したりするなど他の大学等と個別に連携している場合や、地域の大学・高等専門学校間のネットワークに参加している場合に回答する。

⑥ その他

上記①から⑤までに該当するものがない場合に回答し、具体的な内容を記入する。

(5) 発達障害・精神障害の傾向がある学生を把握するための取組

① 発達障害・精神障害の傾向がある学生とは、発達障害又は精神障害のあることが推察される学生を指し、医師の診断書や専門家の意見書などの根拠資料に基づいて判断された者ではない。なお、この学生は、下記8（5）の「発達障害」にも（6）の「精神障害」にも計上されないことに留意する。

② 大学等において、発達障害・精神障害の傾向がある学生を把握している場合に該当する取組を回答する。また、例示された取組に該当するものがない場合は、その他を選択して具体的な内容を記入する。

4. 授業支援と授業以外の支援（シート4関係）

「授業支援と授業以外の支援」は、障害学生に対する支援の内容に関する調査項目である。障害学生が在籍しているかどうかを問わず、全ての大学等が回答する。令和6年度に授業支援と授業以外の支援の内容を見直したので、令和5年度以前の支援と対比しつつ、具体的な支援の内容を参照して該当するものを回答する。

(1) 支援障害学生の在籍の有無

最初に、支援障害学生の在籍の有無を回答する。支援障害学生が在籍している大学等は、調査票の表A（表A－1から表A－4まで）を回答する。支援障害学生が在籍していない大学等は、調査票の表Bを回答する。

(2) 支援障害学生が在籍している大学等の回答方法

上記(1)で支援障害学生が在籍していると回答した大学等は、調査票を作成する時点で支援障害学生に実施している支援（令和6年度に実施を見込んでいるものを含む。）について回答する。

① 直接入力による回答方法

ア．シート4を直接入力によって回答する大学等は、表A－1に掲げる支援のうち該当するものの欄に「1」を障害種別に記入する。該当するものがない場合は、「その他の授業支援」及び「その他の授業以外の支援」のそれぞれの欄に「1」を障害種別に記入した上で、表A－2及び表A－3にそれぞれ支援の具体的な内容を障害種別に記入する。

イ．表A－4には、調査票を作成する時点で障害学生からの申出がない支援について、申出があれば実施可能な支援に該当するものに「1」を記入する（障害種別を問わない。）。

② ツール入力による回答方法

ア．シート4をツール入力によって回答する大学等は、入力支援ツールの支援内容入力シートに入力した情報が入力内容反映シートに正しく表示されていることを確認した上で、回答欄に表示された値をコピーし、シート4の表A－1に「値貼り付け」をする。

イ．入力内容反映シートに表示された値は、表A－1から表A－3までの回答である。このため、表A－1から表A－3までを回答した後、直接入力によって表A－4も回答する必要がある。

(3) 支援障害学生が在籍していない大学等の回答方法

調査票を作成する時点で障害学生からの申出はないものの、申出があれば実施可能な支援がある場合は、表Bの該当するものに「1」を記入する（障害種別を問わない）。また、該当する支援がない場合は、表Bの下の「該当する支援がない。」の欄に「1」を記入する。

(4) 授業支援及び授業以外の支援の内容

① 授業支援

ア. 講義・演習

講義・ゼミ、実験・フィールドワーク等、体育実技、学校外実習、情報処理実習、図書館の利用など修学上の様々な場面において、大学等が障害学生に提供する支援である。

表 2-2-3 講義・演習に関する支援

令和 6 年度	具体的な支援の内容	令和 5 年度以前
点訳・墨訳	教材等を点字に訳したり、試験で点字解答を墨字・活字に訳したりすること。	点訳・墨訳
教材のテキストデータ化	音声認識ソフトや点訳ソフトを利用するため、教材等をテキストデータに変換すること。	教材のテキストデータ化
教材の拡大	教材等を拡大読書器でモニターに拡大したり、大きな文字で印刷したりすること。	教材の拡大
ガイドヘルプ	主に講義と講義の間の移動の際に、歩行を介助したり、誘導したりすること。	ガイドヘルプ
リーディングサービス	教材等を音声で読み上げること。板書の内容をその場で口頭によって伝える代読や、利用者と支援者が対面して読み上げる対面朗読などがある。	リーディングサービス
手話・触手話	講義の内容や周りの様子等を手話や触手話で伝えること。	手話通訳（触手話を含む）
ノートテイク・パソコンテイク	講義の内容や周りの様子等を筆記したり、パソコンに入力して文字で伝えたりすること。	ノートテイク
		パソコンテイク
ビデオ教材字幕付け・文字起こし	教材等として使用される映像メディアの台詞やナレーションをテキスト化し、字幕として挿入したり、紙面に記したりすること。	ビデオ教材字幕付け・文字起こし
補聴援助システム	補聴援助システム（FM 補聴器を含む。）を使用すること。	FM 補聴器／マイク使用
パソコンの持込・使用	受講に利用するため、パソコンの持込みや使用を許可すること。	パソコンの持込使用許可
読み上げソフト	電子データを音声に変換して読み上げるソフトを貸し出したり、その使用を許可したりすること。	読み上げソフト・音声認識ソフト使用
音声認識ソフト	音声を電子データに変換するソフトを貸し出したり、その使用を許可したりすること。	
ノイズキャンセリングイヤホン等	ノイズキャンセリングイヤホン等を貸し出したり、その使用を許可したりすること。	（新設）
講義の録音、板書の撮影の許可	講義の録音や板書の撮影等を許可すること。	講義に関する配慮（録音許可、板書撮影許可等）
オンライン授業における情報保障等	オンライン授業において、障害学生に情報保障を講じたり、カメラ OFF を許可したりすること。	（新設）

グループワーク等の実施における配慮	グループワークやプレゼンテーションなどを実施する際に、障害の特性に応じて配慮すること。	(新設)
実技・実習、フィールドワークにおける配慮	実験・フィールドワーク等、体育実技、学校外実習、情報処理実習などにおいて、障害の特性に応じて配慮すること。	実技・実習配慮 学校外実習・フィールドワーク配慮
授業内容の代替	実技やリスニングなど障害学生にとって困難のある授業を別の内容に代替すること。	授業内容の代替、提出期限延長等
オンライン授業による対面授業の代替	障害学生に限って、対面で実施する授業をオンラインで実施すること。	(新設)
レポート作成等の学修指導	教科・科目に応じたノートの取り方やレポートの書き方などを特別に指導すること。	学習指導（補習、補講、レポート作成、定期試験学習等）
履修登録の支援	履修登録を補助したり、優先的に取り扱ったりすること。	履修支援（履修登録補助、優先的な登録等）

イ．試験・評価

学期末試験や小テスト、単位認定や成績評価などの場面において、大学等が障害学生に特例を認めるといった支援である。

表 2－2－4 試験・評価に関する支援

令和 6 年度	具体的な支援の内容	令和 5 年度以前
試験時間の延長	学期末試験等において、通常の試験時間を延長すること。	試験時間延長・別室受験
別室受験	学期末試験等において、他の学生と別の試験室で受験させること。	
解答方法の配慮	障害の特性に応じて、試験の解答方法を変更すること。	解答方法配慮
注意事項等の文書による伝達	学期末試験等において、口頭で伝達する注意事項等を文書で伝達すること。	注意事項等文書伝達
出席に関する配慮	障害の特性に起因してやむを得ず授業を遅刻、欠席、途中退室する場合に、特例を認めること。	出席に関する配慮（遅刻、欠席、途中退室等）
提出期限の延長	レポートや課題の提出期限を延長すること。	授業内容の代替、提出期限延長等

ウ. 環境整備

大学等における移動環境や人的環境などを整備するといった支援である。

表 2-2-5 環境整備

令和 6 年度	具体的な支援の内容	令和 5 年度以前
要望に応じた使用教室の配慮	障害学生の要望に応じて、移動しやすい教室や修学に適した広さや設備のある教室を使用すること。	使用教室配慮
要望に応じた座席の配慮	障害学生の要望に応じて、前列や窓側など教室内の座席の配置を配慮すること。	教室内座席配慮
専用机・椅子・スペースの確保	車椅子用の机の配置やスペースの確保など必要な設備を設けたり、障害や特性に合わせて配慮したりすること。	専用机・イス・スペース確保
チューター等の活用	大学院学生が学部学生等に助言したり、実験、演習等を補助したりするチューター等を活用すること。	チューター又はティーチング・アシスタントの活用

エ. その他の授業支援

調査票に該当しない支援の内容がある場合に回答し、下部の「その他の授業支援の具体的内容」の欄に具体的内容を記入する。

② 授業以外の支援

ア. 学生生活支援

障害学生の学生生活全般に関する支援である。

表 2-2-6 学生生活支援

令和 6 年度	具体的な支援内容	令和 5 年度以前
専有スペースの確保・利用	障害学生が学校内で一人になれるスペースを確保し、利用させること。	居場所の確保（占有スペース、仲間づくり等）
通学支援	自動車通学を許可したり、専用駐車場を確保したりするほか、スクールバスの乗降を介助することなど。	通学支援（自動車通学許可、専用駐車場等）
個別支援情報の収集	出身校や保護者等と連携して、必要な支援に関する情報を収集すること。	個別支援情報の収集（出身校等の連携等）
情報取得の支援	行事案内や休講情報などの必要な情報を容易に取得することができるよう支援すること。	情報取得支援（行事案内、休講情報等）
障害学生支援担当部署等による定期的な面談、相談対応	障害学生支援担当者等が定期的に面談したり、障害特性に関する相談に対応したりすること。	（新設）

イ. 社会的スキル指導・助言

大学等が障害学生の社会的スキルの向上を図るため、障害学生に自己管理、対

人関係、日常生活などについて指導・助言するといった支援である。

表 2-2-7 社会的スキル指導・助言

令和 6 年度	具体的な支援の内容	令和 5 年度以前
自己管理指導	スケジュール管理を指導したり、自主学修を支援したりすること。	自己管理指導（スケジュール管理等）
対人関係スキル指導・相談	対人関係スキルを指導したり、対人関係トラブルの相談に対応したりすること。	対人関係支援（対人スキル、トラブル対応等）
日常生活支援	食事、洗濯、清掃、入浴、睡眠など日常生活を支援すること。	日常生活支援（食事、入浴、睡眠等）

ウ. 保健管理・生活支援

大学等が、障害学生を健康を管理したり、生活を支えたりする観点から提供する支援の内容である。

表 2-2-8 保健管理・生活支援

令和 6 年度	具体的な支援の内容	令和 5 年度以前
専門家によるカウンセリング	医師や専門の相談員による相談の機会を提供すること。	専門家によるカウンセリング
医療機器、薬剤の保管等	透析用機器、人工呼吸器等の医療機器や発作等の緊急用薬剤等を預かって保管すること。	医療機器、薬剤等の保管
休憩室・治療室の確保等	休み時間、空き時間に利用することができる休憩室や透析等の医療行為をするための部屋を確保すること。	休憩室・治療室の確保
生活介助	体位変換、更衣、食事、トイレなどを介助すること。	生活介助（体位変換、食事、トイレ等）
介助者の入構・入室の許可	介助者が学校内や教室に入ることを許可すること。	介助者の入構、入室許可

エ. その他の授業以外の支援

調査票に該当しない支援の内容がある場合に回答し、下部の「その他の授業以外の支援の具体的内容」の欄に具体的内容を記入する。

オ. 留意点

令和 5 年度まで「授業以外の支援」の「進路・就職指導」において回答した支援については、令和 6 年度から「障害学生支援の取組」（シート 3 関係）の「キャリア教育・就職支援」において回答する。

5. 入学者選抜に関する配慮（シート 5 関係）

「入学者選抜に関する配慮」は、入試要項（募集要項）における受験上の配慮に関する記載、入学者選抜における受験上の配慮の申請や決定、入学者選抜において実施可能な受験上の配慮に関する調査項目である。障害学生が在籍しているかどうかを問わず、

全ての大学等が回答する。

(1) 入試要項（募集要項）における受験上の配慮に関する記載

令和6年度の入試要項（募集要項）における受験上の配慮に関する記載について、該当するものを回答する。

(2) 入学者選抜における受験上の配慮の申請や決定

令和6年度入学者選抜において、受験上の配慮申請の受付、受験上の配慮申請の受付期間、申請書の様式、配慮内容の決定方法（配慮内容を決定する際の規程や手順）、配慮内容の決定方法の公開などについて、受験者等から実際に事前の相談があったかどうかにかかわらず該当するものを回答する。

(3) 入学者選抜において実施可能な受験上の配慮

令和6年度入学者選抜において、受験者から申出があった場合に実施可能な受験上の配慮について該当するものを回答する。また、調査票に該当しない配慮がある場合は、「その他」を回答し、その具体的な内容を記入する。

6. 受験者数・入学者数（シート6関係）

「受験者数・入学者数」は、障害のある入学者数等、入学者選抜において実施した受験上の配慮の内容に関する調査項目である。該当する障害学生が在籍する大学等が回答する。

(1) 障害のある入学者数等

① 障害のある相談者数、志願者数、受験者数及び合格者数

令和6年度入学者選抜における障害のある相談者数、志願者数、受験者数及び合格者数の延べ数を記入するとともに、障害のある入学者数の実数を記入する。

なお、入学後に障害があることが明らかになった学生を含まないことに留意する。

② 受験上の配慮を実施した受験者数及び合格者数

上記①の障害のある受験者数及び合格者数について、受験上の配慮を実施した受験者数及び合格者数を記入する。

なお、インフルエンザ等の急性疾患、骨折等のけがなど一過性のもので、その後に回復の見込みのあるものに対して実施した配慮を含まないことに留意する。

ア. 大学・短期大学

大学については、学部（通学・通信）、大学院（通学・通信）及び専攻科の課程別に受験上の配慮を実施した受験者数及び合格者数を記入する。また、短期大学については、本科（通学・通信）及び専攻科の課程別に受験上の配慮を実施した受験者数及び合格者を記入する。

また、大学の学部（通学）及び短期大学本科（通学）については、以下の表のとおり選抜方法別に受験上の配慮を実施した受験者数及び合格者数を記入する。

表 2-2-9 大学・短期大学の入学者選抜

選抜方法		概 要
一 般 選 抜		調査書の内容、学力検査、小論文などによって、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する入試方法
一 般 選 抜 以 外	総合型選抜	詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによって、入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に評価・判定する入試方法
	学校推薦型選 抜	出身高等学校長の推薦に基づき、調査書を主な資料としつつ、評価・判定する入試方法
	そ の 他 の 選 抜	帰国生徒（中国引揚者等生徒を含む。）などを対象として、一般の入学志願者と異なる方法によって評価・判定する入試方法

（参考）令和 6 年度大学入学者選抜実施要項（令和 5 年 6 月 2 日付け文部科学省高等教育局長通知）

イ. 高等専門学校

高等専門学校については、本科（通学）及び専攻科の課程別に受験上の配慮を実施した受験者数及び合格者数を記入する。

また、高等専門学校の本科（通学）については、受験上の配慮を実施した受験者数及び合格者を以下の表のとおり選抜方法別に記入する。

表 2-2-10 高等専門学校の入学者選抜

選抜方法		概 要
学 力 検 査 選 抜		調査書の内容、学力検査によって総合的に評価・判定する入試方法
学 力 検 査 選 抜 以 外	推 薦 選 抜	出身中学校長の推薦に基づき、調査書を主な資料としつつ、評価・判定する入試方法
	そ の 他 の 選 抜	帰国生徒、社会人などを対象として、一般の入学志願者と異なる方法によって評価・判定する入試方法

（2）入学者選抜において実施した受験上の配慮の内容

上記（1）②で計上した受験上の配慮について、令和 6 年度入学者選抜において実施した具体的な内容を回答する。

7. 前年度卒業生の進路（シート7関係）

「前年度卒業生の進路」は、障害学生の卒業後の進路に関する調査項目であり、大学学部（通学課程）、短期大学本科（通学課程）及び高等専門学校本科において令和5年度間（令和5年5月2日から令和6年3月31日まで）に当該学校を卒業した障害学生について、令和6年5月1日現在の状況を回答する。なお、卒業時から令和6年5月1日までの状況の変更について把握することができない場合は、卒業時の状況を回答する。

（1）最高年次障害学生数及び卒業障害学生数

① 最高年次障害学生数

令和5年5月1日現在で最高年次に在籍した障害学生数を記入する。大学学部（通学課程）の最高年次は4年次又は6年次（4年制と6年制の課程がある場合は、その障害学生数の合計）であり、短期大学本科（通学課程）の最高年次は2年次又は3年次（2年制と3年制の課程がある場合は、その障害学生数の合計）であり、高等専門学校本科の最高年次は5年次である。

② 卒業障害学生数

令和5年5月2日から令和6年3月31日までに卒業した障害学生数を記入する。

③ 就職希望者数

令和6年3月31日現在で卒業した障害学生のうち、就職を希望していた者の数を記入する。

④ 留意点

令和5年度の最高年次に在籍していたが、留年や休学等で卒業しなかった学生は、「障害学生数、支援障害学生数、合理的配慮提供学生数（シート8－10関係）」にも計上する。

（2）状況別卒業障害学生数

上記（1）②の卒業障害学生数について、進路の状況別に回答する。なお、卒業時から令和6年5月1日までの状況の変更について把握することができない場合は、卒業時の状況を回答する。

① 進学者

「進学者」は、卒業後に大学院研究科、大学学部、短期大学本科、大学・短期大学の専攻科・別科に入学した者をいう。

② 就職者等

「就職者等」とは、給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を目的とする仕事（自家・自営業を含む。）に就いた者をいう。「就職者等」については、以下の表のとおり分けて計上する。

なお、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に基づく派遣労働者については、「無期雇用労働者」に計上しないで「有期雇用労働者」又は「臨時労働者」に計上する。

表 2-2-11 就職者等の内訳

内 訳	定 義	備 考
自 営 業 主 等	個人経営の事業を営んでいる者及び家族の営む事業に継続的に本業として従事する者	自営業主等、無期雇用労働者及び有期雇用労働者のうち雇用契約期間が1年以上かつフルタイム相当の者（この表において「就職者」という。）を正規雇用労働者として集計する。
無期雇用労働者	雇用契約の期間の定めのないものとして就職した者	
有期雇用労働者のうち雇用契約期間が1年以上かつフルタイム勤務相当の者	雇用契約期間が1年以上で期間の定めのある者であり、かつ、1週間の所定の労働時間がおおむね 40 時間から 30 時間までの間の程度の者	
有期雇用労働者	雇用契約期間が1か月以上で期間の定めのある者	派遣労働者を含む。
臨時労働者	雇用契約期間が1か月未満で期間の定めのある者	
進学者のうち就職している者	上記①の「進学者」のうち「就職者」に該当する者	有期雇用労働者（雇用契約期間が1か月以上で期間の定めのある者）、臨時労働者を含まない。

③ 臨床研修医（予定者を含む。）

「臨床研修医」とは、医師法第16条の2及び歯科医師法第16条の2に基づく臨床研修を受ける者であり、令和6年5月1日現在で臨床研修を受ける予定の者を含む。

④ 専修学校・外国の学校等入学者

「進学者」以外の者で、学校、その他教育施設に入学（在籍）している者を回答する。例えば、研究生として入学した者、専修学校、各種学校、外国の学校及び職業能力開発校に入学した者などが含まれる。

⑤ 左記以外の者

「左記以外の者」とは、進学でも就職でもないことが明らかな者であり、進学準備中の者、就職準備中の者、家事の手伝いなどが含まれる。「左記以外の者」については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）の障害福祉サービスの利用者を把握するため、以下の表のとおり分けて計上する。

なお、令和5年度まで「社会福祉施設、医療機関に入所した者」に計上していた者については、令和6年度から「左記以外」の「その他」に計上する。

表 2-2-12 左記以外の内訳

内 訳	定 義	備 考
就労移行支援事業利用者	卒業後に就労移行支援事業を利用している者	障害者総合支援法の就労移行支援に関する障害福祉サービスの利用者を計上する。
就労継続支援事業A型利用者	卒業後に就労継続支援事業（雇用型）を利用している者	障害者総合支援法の就労継続支援に関する障害福祉サービスの利用者を計上する。
就労継続支援事業B型利用者	卒業後に就労継続支援事業（非雇用型）を利用している者	
その他	進学準備中の者、就職準備中の者、家事の手伝いなど	令和5年度までの「社会福祉施設、医療機関に入所した者」も計上する。

⑥ 不詳・死亡の者

不詳の者（行方不明者の者）及び死亡した者の数を回答する。死亡とは、卒業者のうち令和6年5月1日までに死亡した者をいう。

8. 障害学生数、支援障害学生数、合理的配慮提供学生数（シート8-10 関係）

「障害学生数、支援障害学生数、合理的配慮提供学生数」は、障害学生、支援障害学生及び合理的配慮提供学生の在籍状況に関する調査項目であり、令和6年5月1日現在で在籍する学生であって、令和6年度中に障害があることが明らかになった者について回答する。令和6年度に合理的配慮提供学生を新設したことに伴って令和5年度までの支援障害学生の定義が改められていることに留意する。

障害学生、支援障害学生、合理的配慮提供学生の在籍状況について、学科（専攻）別と障害種別に人数を記入する。学科（専攻）は、文部科学省「学校基本調査」付属資料の「学科系統分類表」に基づいて分類されている。また、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、発達障害、精神障害及び重複障害については、第1章の大区分に更に障害の程度や内容に応じた小区分を設けている。

なお、合理的配慮提供学生の定義において、未成年の学生が在籍する高等専門学校にあっては、「当該支援障害学生、その保護者等からの申出」と読み替えられることに留意する。

(1) 視覚障害

- ① 視覚障害のある学生とは、身体障害者手帳を有する学生及び医師の診断又は健康診断等において視覚障害があることが明らかになった学生をいう。視覚障害のある学生については、以下の表のとおり分けて計上する。

表 2-2-13 視覚障害の小区分

小区分	定 義
盲	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
弱視	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの
その他の視覚障害	盲及び弱視のいずれにも該当しない視覚障害のある者

- ② 視覚障害のある学生については、身体障害者手帳、医師の診断書のほか、専門家の意見書、健康診断等の根拠資料や現認などに基づいて該当することが確認される者を計上する。
- ③ 視野障害、羞明や夜盲等の明暗順応の障害のある者については、「弱視」に計上する。
- ④ 色覚異常、片目の盲及び弱視など「盲」にも「弱視」にも該当しない者については、令和5年度まで「その他の障害」に計上していたが、令和6年度から「その他の視覚障害」に計上する。

(2) 聴覚障害

- ① 聴覚障害のある学生とは、身体障害者手帳を有する学生及び医師の診断又は健康診断等において聴覚障害があることが明らかになった学生をいう。聴覚障害のある学生については、以下の表のとおり分けて計上する。

表 2-2-14 聴覚障害の小区分

小区分	定 義
聾	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
難聴	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの
その他の聴覚障害	聾及び難聴のいずれにも該当しない聴覚障害のある者

- ② 聴覚障害のある学生については、身体障害者手帳、医師の診断書のほか、専門家の意見書、健康診断等の根拠資料や現認などに基づいて該当することが確認される者も計上する。
- ③ 補聴器等は、人工内耳、その他聴覚を補助するための機器を含む。
- ④ 令和5年度まで「精神障害」に計上していた聴覚情報処理障害や、「その他の障害」に計上していた片耳の聾及び難聴など「聾」にも「難聴」にも該当しないもの

について、令和 6 年度から「その他の聴覚障害」に計上する。

- ⑤ 令和 5 年度まで設けていた「言語障害のみ」について、令和 6 年度に廃止することに伴って、大区分の名称を「聴覚・言語障害」から「聴覚障害」に変更していることに留意する。このため、令和 5 年度まで「言語障害のみ」に計上していた構音障害、音声障害、口蓋裂などについて、令和 6 年度から具体的な障害の特性に応じて「発達障害」又は「その他の障害」のいずれかの大区分に計上する。「その他の障害」に計上する場合は、「その他の障害の内訳（シート 10）」の内訳（診断名）に具体的な障害を記入する。

（３）肢体不自由

- ① 肢体不自由のある学生とは、身体障害者手帳を有する学生及び医師の診断又は健康診断等において肢体不自由（補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能若しくは困難な程度のもの又はこれに達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のものをいう。）があることが明らかになった学生をいう。肢体不自由のある学生については、以下の表のとおり分けて計上する。

表 2－2－15 肢体不自由の小区分

小区分	定 義
上肢不自由	上肢、肩関節、肘関節及び手関節の機能障害等のある者
下肢不自由	下肢、股関節、膝関節及び足関節の機能障害等のある者
上下肢不自由	上肢及び下肢の両方の機能障害等のある者
その他の肢体不自由	体幹不自由、その他運動機能の障害のある者及びこれらにより坐位又は起立位を保つことが困難な者

- ② 肢体不自由のある学生については、身体障害者手帳、医師の診断書のほか、専門家の意見書、健康診断等の根拠資料や現認などから該当することが確認される者も計上する。
- ③ 「上肢不自由」には、上肢について機能障害、欠損障害のある者を計上する。
- ④ 「下肢不自由」には、下肢について機能障害、欠損障害、短縮障害のある者を計上する。
- ⑤ 「上下肢不自由」には、上肢及び下肢の両方について機能障害等のある者を計上する。
- ⑥ 「その他の肢体不自由」には、上肢不自由、下肢不自由及び上下肢不自由のいずれにも該当しない肢体不自由のある者を計上する。

(4) 病弱

- ① 病弱の学生とは、身体障害者手帳を有する学生及び医師の診断において病弱（慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの）であることが明らかになった学生をいう。
- ② 上記①の定義における「その他の疾患」に該当するものを例示すると、おおむね以下のものが挙げられる。
 - ア．心臓の機能の障害、ぼうこう又は直腸の機能の障害、小腸の機能の障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害、肝臓の機能の障害などの内部障害
 - イ．児童福祉法に規定する小児慢性特定疾病
- ③ 病弱の学生については、障害によって継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあることが確認される者に限って計上する。このため、身体障害者手帳でこのような状態にあることが確認された者は、病弱の学生に該当する。
- ④ 医師の診断書で確認する場合は、診断書に記載された診断名からだけではなく、その疾病が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のものであることも考慮する必要がある。
- ⑤ てんかん、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー、アナフィラキシーなどによって虚弱の状態にある者については、その状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のものに限って計上する。
- ⑥ 継続して医療を必要とする程度のものとは、病気のため継続的に医師からの治療を受ける必要があるもので、医師の指導に従うことが求められ、安全面及び生活面への配慮の必要度が高い程度のものを意味する。
- ⑦ また、継続して生活規制を必要とする程度のものとは、安全面及び生活面への配慮の必要度が高く、日常生活に著しい制限を受けるものの、医師の治療を継続して受ける必要はない程度のものを意味する。
- ⑧ なお、令和5年度まで設けていた「内部障害等」と「他の慢性疾患」の小区分を廃止し、令和6年度から大区分の名称を「病弱・虚弱」から「病弱」に変更していることに留意する。

(5) 発達障害

- ① 発達障害のある学生とは、精神障害者保健福祉手帳（発達障害に限る。）を有する学生及び医師の診断等において発達障害があることが明らかになった学生をいう。発達障害のある学生については、以下の表とおりに分けて計上する。

表 2-2-16 発達障害の小区分

小区分	定 義
自閉スペクトラム症	自閉スペクトラム症（ASD）のある者
注意欠如・多動症	注意欠如・多動症（ADHD）のある者
限局性学習症	限局性学習症（SLD）のある者
発達障害の重複	二つ以上の発達障害のある者
その他の発達障害	自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症及び限局性学習症のいずれにも該当しない発達障害のある者

（参考）国立精神神経医療研究センター精神保健研究所「こころの情報サイト」

- ② 上記①の定義によると、精神障害者保健福祉手帳（発達障害に限る。）及び発達障害に関する医師の診断書を有する者は発達障害の学生に該当する。医師の診断書を有しない者であっても、臨床心理士等の意見書、標準化された心理検査等の結果及び中学校・高等学校・特別支援学校等が作成した個別の教育支援計画などの根拠資料に基づいて確認される場合は、発達障害のある学生に該当する。このように、令和6年度から医師の診断書を有しない者も発達障害のある学生として計上する場合があるので、令和5年度までと取扱いが異なることに留意する。
- ③ 発達障害については、世界保健機関（WHO）「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10版」（国際疾病分類第10版、ICD-10）、同第11版（ICD-11）の診断名のほか、アメリカ精神医学会が作成する「精神疾患の診断基準・統計マニュアル第5版」（DSM-5）の診断名などが使用されている。調査における発達障害の小区分では、DSM-5の診断名に準拠して表記している。なお、発達障害の診断名については、厚生労働省におけるICD-11の和訳作業の進捗などによって変更されることがあることに留意する。
- ④ また、発達障害者支援法において、発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものと定義されている。さらに、同法に基づく政令及び厚生労働省令において、言語の障害、協調運動の障害その他ICD-10におけるF80-F89、F90-98に含まれる障害が定められている。このため、医師の診断等においてこれらの診断名が使用されている場合は、診断名の内容を十分に確認した上で、それぞれ対応する小区分に計上する。

(6) 精神障害

- ① 精神障害のある学生とは、精神障害者保健福祉手帳（発達障害を除く。）を有する学生及び医師の診断等において精神障害があることが明らかになった学生をいう。精神障害のある学生については、以下の表のとおり分けて計上する。

表 2-2-17 精神障害の小区分

小区分	定 義
統合失調症等	統合失調症、統合失調症型障害、持続性妄想性障害、急性一過性精神病性障害、感応性妄想性障害及び統合失調感情障害等（ICD-10：F20-F29 に該当する障害）のある者
気分障害	躁病エピソード、双極性感情障害（躁うつ病）、うつ病エピソード、反復性うつ病性障害及び持続性気分障害等（ICD-10：F30-F39 に該当する障害）のある者
神経症性障害等	恐怖症性不安障害、強迫性障害（強迫神経症）、重度ストレスへの反応及び適応障害、解離性障害及び身体表現性障害等（ICD-10：F40-F48 に該当する障害）のある者
摂食障害・睡眠障害等	摂食障害、非器質性睡眠障害及び依存を生じない物質の乱用等（ICD-10：F50-F59 に該当する障害）のある者並びに不眠症、過眠症、睡眠・覚醒スケジュール障害、睡眠時無呼吸及びナルコレプシー等（ICD-10：G47 に該当する疾患）のある者
精神障害の重複	二つ以上の精神疾患のある者
その他の精神障害	統合失調症等、気分障害、神経症性障害等及び摂食障害・睡眠障害等のいずれにも該当しない障害のある者

（備考）精神障害の区分については、当面、ICD-10 の疾病分類に準拠する。

（参考）ICD-10： <https://www.mhlw.go.jp/toukei/sippei>

- ② 上記①の定義によると、精神障害者保健福祉手帳（発達障害を除く。）及び精神障害に関する医師の診断書を有する者は精神障害のある学生に該当する。医師の診断書を有しない者であっても、臨床心理士等の意見書及び標準化された心理検査等の結果などの根拠資料に基づいて確認される場合は、精神障害のある学生に該当する。このように、令和6年度から医師の診断書がない者を精神障害のある学生として計上する場合を限定するので、令和5年度までと取扱いが異なることに留意する。
- ③ 統合失調症等、気分障害、神経症性障害等及び摂食障害・睡眠障害等のいずれにも該当しない障害等のある者については、医師の診断書や専門家の意見書を参照しつつ「その他の精神障害（シート9）」の内訳（診断名）に具体的な疾患を記入する。例えば、高次脳機能障害、依存症候群、人格障害、トゥレット症候群及びかん黙症などの障害が該当する。
- ④ 精神障害の重複については、異なる小区分に属する精神疾患が重複する場合に限

って計上する。このため、同じ小区分に属する精神疾患が重複する場合は、「精神障害の重複」に計上しないことに留意する。

- ⑤ 精神障害で診断名が確定していないものについては、「その他の精神障害」に計上し、医師の診断書を参照しつつ、「その他の精神障害（シート9）」の内訳（診断名）に具体的な疾患を記入する。

（7）知的障害

- ① 知的障害のある学生とは、療育手帳を有する学生及び医師の診断等において知的障害（知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの及びこれに達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なものをいう。）があることが明らかになった学生をいう。
- ② 上記①の定義によると、療育手帳及び知的障害に関する医師の診断書を有する者は知的障害のある学生に該当する。医師の診断書を有しない者であっても、判定機関の判定書に基づいて確認される場合は、知的障害のある学生に該当する。
- ③ 知的障害については、平成26年度まで「その他の障害」に計上し、その内訳として療育手帳を有する者を集計していた。平成27年度に「精神障害」の大区分を新設した際に、ICD-10に基づいて「精神障害」の「他の精神障害」に計上することとした。最近、知的障害のある学生が増加してきたことにかんがみ、令和6年度から「精神障害」と分離して新たな大区分と上記①の定義を設けた。
- ④ また、令和5年度まで「他の精神障害」や「その他の障害」の内訳（診断名）に、例えば、「知的障害」、「軽度知的障害」、「精神遅滞」、「療育手帳」などと記入されていたものについては、令和6年度から上記①の定義に照らして該当する場合に「知的障害」に計上する。
- ⑤ 知的障害と知的障害以外の障害が重複する者については、以下の要領によって計上する。
- ア．知的障害と身体障害の重複障害
- 知的障害と上記（1）から（4）までの身体障害が重複する者については、療育手帳の有無にかかわらず、身体障害のある者として計上する。
- イ．知的障害と発達障害の重複障害
- 知的障害と発達障害が重複する者については、療育手帳を有する場合に限って「知的障害」に計上し、そうでない場合は「発達障害」に計上する。
- ウ．知的障害と精神障害の重複障害
- 知的障害と精神障害が重複する者については、療育手帳を有する場合に限って「知的障害」に計上し、そうでない場合は「精神障害」に計上する。
- ⑥ なお、境界知能（平均的ではないが知的障害でもない状態を一般的に指す。）について、現行の基準では知的障害とみなされていないので、「知的障害」ではなく「その他の障害」に計上し、「その他の障害（シート10）」の内訳（診断名）に「境界知能」と記入する。ただし、医師の診断等において限局性学習症（SLD）などの発達障害があることが明らかな者については、「知的障害」ではなく「発達障害」に計上する。

(8) 重複障害

- ① 重複障害のある学生とは、二つ以上の障害があることが明らかになった学生をいう。重複障害のある学生については、以下の表のとおり分けて計上する。

表 2-2-18 重複障害の小区分

小区分	定 義
身体障害の重複	視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び病弱の二つ以上の障害のある者
発達障害と精神障害の重複	発達障害及び精神障害の両方の障害のある者

- ② 発達障害と精神障害の重複については、令和 5 年度まで「その他の障害」に計上していたが、令和 6 年度から「重複障害」の「発達障害と精神障害の重複」に計上する。
- ③ 上記①の小区分以外の重複障害については、以下のとおりとする。
- ア. 上記（１）から（４）までの身体障害のいずれかの障害及び発達障害の両方の障害のある者については、身体障害のそれぞれの大区分に計上する。
- イ. 上記アと同様に、身体障害のいずれかの障害及び精神障害の両方の障害のある者についても、それぞれの身体障害の大区分に計上する。
- ウ. 身体障害のいずれかの障害及び知的障害の両方の障害のある者については、上記（７）⑤アのとおりである。

(9) その他の障害

- ① その他の障害のある学生とは、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱、発達障害、精神障害及び知的障害のいずれにも該当しない障害があることが明らかになった学生をいう。例えば、過敏性腸症候群、起立性調節障害などの障害のある者が挙げられる。
- ② その他の障害のある学生については、障害によって継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあることが確認される者に限って計上する。
- ③ また、上記（１）から（７）までの障害のいずれにも該当しないことを確認した上で、「その他の障害（シート 10）」の内訳（診断名）に具体的な障害を記入する。

9. 意見・要望（シート 11 関係）

「意見・要望」は、各大学等において、障害学生支援について課題と感じていることや困っていること、障害学生の進路、キャリア教育・就職支援等について課題と感じていること、日本学生支援機構の障害学生支援の取組などについて自由に意見・要望を記述する調査項目である。

第3章 調査票の提出要領

1. 調査票の確認

調査票を記入した後に、以下の点を確認する。

- ① 学校名、学校コード、主たる所在地の都道府県名と No. が正しく表示されているか。
- ② 連絡先（電話番号）、所在地、担当部課室名、担当者の役職・氏名（フリガナ）、メールアドレスに誤りはないか。
- ③ 前年度調査の回答内容と比較して、各調査項目の数値に著しい差がないか。
- ④ 記入漏れがあるシートはないか。
- ⑤ シートに黄色セルが残っていないか。

2. 調査票の提出

(1) 調査票の提出方法

調査票の内容を確認した後、回答を記入した調査票ファイル(Excel) にパスワードを設定し、メールに添付して日本学生支援機構に送信する。「入力支援ツール」については、調査票とともに提出しないで各大学等の控えとして保存する。保存することによって、次年度調査の回答の際に不要となった情報を削除したり、新しい情報を追加したりするなど再利用が可能になる。

(2) ファイル名の設定

- ① 各大学等で回答を記入した調査票のファイル名については、学校コード(13桁)、学校名を使用して以下のとおり設定する。

学校コード(13桁) _ (アンダーバー) 学校名 _ (アンダーバー) 実態調査 例: F123456789012_〇〇大学_実態調査

- ② 学校コードは、文部科学省が学校を識別するために作成したコードであり、「学校種」(当該学校の種別)、「都道府県番号」(所在する都道府県の別)、「設置区分」(設置者の別、これらの三つの要素によって区分された中において重複がないよう付番される「学校番号」及びこれらによって構成される数字等の入力 of 誤りを防止するための「検査数字」の五つの要素によって構成されている。調査票の「学校基本情報(シート1関係)」の(1)に学校名を記入すると、上の黒帯の右端に白い文字で表示される。

(3) メール の 件名

日本学生支援機構に回答を送信する場合、各大学等の「学校名」をメールの件名に記入する。

(4) メールの送信先

各大学等は、kaitou@jasso.go.jp に回答を送信する。事情によりメールで回答ファイルを送信することができない場合は、日本学生支援機構に相談する。

(5) パスワードの設定

パスワードについては、令和6年9月2日付けの日本学生支援機構の文書に記載されている。パスワードを設定したファイルを再度開いて、同パスワードでロックの解除ができることを確認の上、メールに添付して送信する。

なお、Excel 2010・2013・2016 を使用する場合のパスワードの設定方法は以下のとおりである。

- ① [ファイル] タブをクリックする。
- ② [情報] をクリックする。
- ③ [ブックの保護] をクリックする。
- ④ [パスワードを使用して暗号化] をクリックしてパスワードを設定する。

3. 調査に関する照会先

独立行政法人日本学生支援機構

学生生活部

障害学生支援課

障害学生調査・分析係

電話：03-5520-6176 E-Mail：shienka02@jasso.go.jp